

大木昌著

『稲作の社会史 19世紀ジャワ
農民の稲作と生活史 』

勉誠出版 2006年 391 + 5 ページ

う え む ら や す お
植 村 泰 夫

本書は、プロローグによると19世紀初め～20世紀初め中・東部ジャワの農民の生活史を、稲作を通して再構築することをねらいとしており、以下のように構成されている。

プロローグ

第1章 ジャワ稲作前史 19世紀初頭以前の農民の移動と伝統稲作

第2章 伝統稲作の生態環境 森林の減少と土地利用の変化

第3章 伝統稲作の技術的背景 農具と家畜

第4章 焼畑と稲作

第5章 水田とイネの種類

第6章 伝統的水田稲作の実際

第7章 伝統的住民灌漑

第8章 伝統稲作の経済学 土地と労働の生産性

第9章 稲作と農民の生活 農民の家計日誌から

エピローグ

これらは著者によれば伝統稲作の背景を歴史的、生態的、技術的視点から説明した第1章～第3章、伝統稲作の具体的な姿を焼畑、水田とイネの種類、耕起から保存・脱穀までの作業、伝統的住民灌漑の観点から説明することにあてられた第4章～第8章、

および稲作を含む農民の社会経済生活を具体的事例にもとづいて検討した第9章の、3部に大別される。以下では、まず各章の内容を要約して紹介し、その後で評者のコメントを述べることにしたい。

第1章では、まずM. R.ダブの論文「ジャワ人の農業生態学的神話とインドネシアの政治経済学」を下敷きに、土地が余っている場合は労働生産性の高い粗放農業を選択する方が農民にとり合理的で、そうした条件下に集約的水田耕作が行われる場合には権力による人為的な人口集中が想定され、権力支配から自由で安全な土地が豊富にあれば、農民の移動の契機は多くなること、が主張される。ジャワで農民が定着し始めるのは19世紀初イギリス統治期の「地代制度」や1830年の強制栽培制度導入が契機で、植民地統治が末端にまで及ぶにつれて農民の移動は困難になり、さらに人口増による耕地不足も加わって集約的稲作が浸透したという。次にジャワの稲作が歴史的に概観され、(a)ヒンドゥー期に中・東ジャワに発展したとされる灌漑水田は例外的なもので、(b)17～18世紀には水利用が容易な山地、谷地などが先進的水田地帯だったこと、(c)19世紀初めの中・東ジャワ北岸地帯では低地住民が天水田を放棄して移住した例があり、栽培稲は寡雨でも収穫可能な短期種が圧倒的に多く土地生産力が年々低下した地域が多かったことから、人工灌漑を伴わない非集約的稲作が中心だったと判断できるが、他方ではジャワ人の米消費も増加しており、これ以降の稲作事情に変化をもたらす契機をも孕んでいたと述べられる。

第2章は、19世紀に生態環境がどのように変化し、それが伝統稲作と農民の生活に如何なる影響を及ぼしたかを検討している。ジャワの平地は18世紀末まで大部分が森林に覆われていたが、強制栽培制度実施や人口増に伴う耕地拡大、ヨーロッパ人企業への永租借地貸出や開発により19世紀後半には森林が急速に減少し、政府の対策も効果がなかった。この結果、19世紀末以降には各地で河川の流量減少や泉の

枯渇などが発生し、雨季には洪水、乾季には渇水という状況が蔓延したため、政府は洪水防止ダム、砂防ダム、排水路や大規模な「科学的灌漑」の建設・整備を急速に進めた。こうして出現した新しい社会経済システムは個人や村落がコントロールできるものでなく、したがって農民生活は植民地権力に従属せざるを得なくなったと、この変化を意味づけている。

第3章ではまず犁の形態の検討から、19世紀中葉にVan Hoevellが目撃した、表土を切り裂くための最も簡単な構造の犁がジャワ最古の犁で、古い時代には水田用と陸田用の犁が未分化だった可能性がある、水田用犁はインド伝来の可能性があり、庭園用犁は中国系である、ジャワ犁はヒンドゥー期にインドから流入した型をジャワ人が改良したもので、ヒンドゥー犁は後代にイギリス人やオランダ人がもたらした、との推測が示される。次に役畜使用状況を検討し、(a)ジャワの役牛はインド種が起源で、犁・耕作技術とセットで流入した、(b)水田耕作は主に水牛が使われてきた、(c)役畜数は飼料調達の困難増加や運搬用に酷使されるようになった結果1895年をピークに減少し、人口と耕地面積増加の下で役畜使用率は19世紀初め以降、かなり低下し、(d)役畜と犁の双方を使用した水田稲作は20世紀初めで20パーセント程度だった、という。そしてこれらを踏まえて、ジャワ農業は人力に依存する労働集約的耕作方法で耕地面積を拡大したのであり、20世紀初めには大部分の農民は人力だけで耕作していたとの主張がなされる。

第4章では、焼畑はこれまで低い評価しか与えられてこなかったが、土地が十分あり放置期間を長く取れば熱帯環境に適合した農業で、労働生産性では水田より有利なこともあると特徴付けられる。植民地権力がそれを敵視したのは自然破壊を引き起こすだけでなく、租税収入をもたらさないからだという。そして19世紀前半まで中・東ジャワでは基本的な農業形態として低地、丘陵、高地のいずれでも広範に行われていたが、特に1874年「開墾条令」導入後、政府の禁止によって急速に衰退し、常畑への転換が進んだという。

第5章では水田と稲の種類の検討から、20世紀初めには水田全体の37パーセントが非流水灌漑田で、19世紀末～20世紀初めに耕地総面積は増えたが流水灌漑田はあまり増えていないことが指摘される。また18世紀末～19世紀初めに多数の農民が短期種イネを栽培していたことは人工灌漑のない稲作地の広範な存在を示唆し、19世紀中葉に水田で長期種が圧倒的に多かったのは政府の奨励の結果であるという。そして、農民は水田のタイプとイネの種類を組み合わせ、自然的条件や権力からの要求に対して戦略的に対応したと強調される。

第6章は伝統的稲作の作業過程を、水田耕起から稲の収穫、保存と脱穀まで、どのような儀礼を行うかまで含めて具体的に解説している。そしてそれを踏まえて、伝統的稲作では耕起開始時期を自然現象により判断しており水供給が雨に依存していた、多様な苗代の存在は農民の適応能力を示している、水田耕作の労働集約性は水のコントロールにある、農民相互間の労働交換は田植えの場合は可能だが、収穫の場合には労働報酬がその場で決裁されるので田の所有者と収穫労働者の間に労働交換という関係は必ずしも成立せず、収穫労働者は親族や同じ村の人間である必要はない、という違いがあることを指摘し、併せて天水田が過渡的形態だったことを主張している。

第7章は伝統的住民灌漑の技術的側面と歴史的背景、社会経済的側面に注目し、灌漑稲作は必ずしも発展した稲作形態とは考えられず、農民は人工灌漑採用の不利益も考えていた、20世紀初めまで水田稲作はほぼ伝統的住民灌漑で行われていたが、それ以降「科学的灌漑」が急速に拡大した、灌漑水田はまず谷筋、盆地、扇状地に発展し、後に平地部へ徐々に拡大した、溜池も含めて灌漑設備の多くは補助灌漑であり、ジャワの水田は基本的に天水田だった、地形を利用した簡易灌漑施設は農民が必要に応じて個人的に造ることが、灌漑水田の歴史が古い内陸部で顕著だった、水管理は植民地化以前にはイスラーム聖職者が担ったが、19世紀にオランダがこれを禁じ代わりに各村落に水利役人を任命した、村民間や村落間で水配分を自主的組織的に行

うシステムは在来の制度としては存在しなかった、と主張している。

第8章では、伝統稲作の経済構造を生産性の問題に焦点を当てて考察している。農民は種物に対する収穫量の割合がどれほどかという形で土地生産性を認識しており、「バウ」(bau)や「ジュン」(jung)などの単位で表す実際の面積は地域によってバラバラだったが、こうした伝統的観念は強制栽培制度導入により変化し、耕地面積の呼称は西欧的な一定面積の土地を意味するものに変化した。さらに19世紀後半からの人口急増により可耕地が減少した結果、農民は単位面積当たり収量を重視せざるを得なくなったが、それは農民が曖昧さを許さない植民地支配へ組み込まれることを意味した。19世紀に土地生産性は1830年代半ば～40年代半ば、70年代半ばに大きく上昇し、40年代半ば～50年代半ばに若干低下したが、全体的には75年まで上昇し続けた。しかし一戸当たり耕地面積は同じ割合で減少しており、農民はそれを単位面積当たり収量を高めることで埋め合わせた。こうしてジャワの伝統的稲作はヘクタール当たり収量では1870年代中葉に籾米2.1トン前後で一応の限界に達した。さらに、土地生産性は稲作開始が比較的新しい周辺地帯で大きく変化したこと、その上昇の主要な原因は労働投下量の増大だったこと、労働生産性では水田と陸田に大きな差がなく、そのことは水田への水供給が安定していなかったことを示唆していること、などを指摘し、農民は他の作物の栽培、農園などの労働機会、副業の可能性などの諸要素を総合して稲作に対する評価を下していたと推測している。

第9章は*Indische Gids*誌所収の、中ジャワ・バグレン理事州クミリ郡に住むジャワ人3家族の1880年代後半期の1年にわたる家計簿の分析にあてられる。まず調査時期は不況で生活条件が悪化していたこと、この地域の住民生活は概して貧しかったことが述べられ、調査対象は平地村、山村、中間地帯の村落という3つの地理的タイプを代表するものだったことが指摘される。次に各家族の収支の特徴が述べられ、当時の農民の平均的年間総労働日数は300日前後であること、労働時間に占める農業労働の割合は小さ

く労役が大きな割合を占めていたこと、互助労働は村落により差があったこと、2家族にとっては稲作の経済的意義は大きくなかったことなどが指摘される。そして最後に、この3家族の所得水準はジャワの平均に近いこと、多くない稲作収入を副業収入で補っていたこと、その生活水準は突発的な出費がなければ何とか食べていける状態であり、米の消費量は平均的だったが摂取カロリーは十分ではなかったことなどが述べられている。

エピローグでは、これまでの議論が4点にわたってまとめられている。

このように本書の論点は多岐にわたるが、その下に貫して流れているのは「19世紀後半に至るまでの時期の稲作は、灌漑水田は山間部の小規模灌漑で可能な所に限定され、大部分は非灌漑で焼畑の要素が強かったが、1874年の開墾条令施行を契機に焼畑は衰退し灌漑が拡大した」というシエマであろう。この点で本書は、ジャワでは古くから水田稲作が卓越しており、米は住民の主食として古くから利用されてきた、という従来から漠然と考えられてきた通説に再検討を迫る、鋭い問題提起の書である。また個別的な論点でも、森林減少が19世紀最後の25年間に急速に進行し、科学的灌漑などの導入がそれに対応したものだだったこと(第2章)、ジャワ農業の人力依存の大きさ(第3章)、土地丈量単位の実際の大きさの違いの由来に関する著者の説明(第8章)、農民家族の家計分析(第9章)などは新鮮であり、興味深く説得的である。本書で打ち出されたこれらの論点は、今後のジャワ農業史、社会経済史研究の中で、まず参照すべき事柄とする必要がある。

ただ評者には、本書が理路整然としたシエマを明快に提起している反面で、論証の仕方、特に史料の使い方に粗さが目立つことが気になった。以下、評者が手元にある元史料を検討する中で気づいた点のうち、いくつかを挙げてみたい。

第1に19世紀初めには大部分の稲作地で短期種が栽培されており、当時の稲作地の大半が焼畑か天水

田であったと示唆されていること(第1章,第5章)について。著者が依拠した史料[Rijstcultuur 1854, 24他]には確かに「19世紀初めには短期種が主に植えられている」ことが書かれているが、そのひとつにはそうした記事の前に「以前には、現在よりも長期種 (padi dalem) が多く植えられていた」とあり、また後には「近年、雨季は強くなく不規則に到来する。これはジャワ人がなぜこの劣等な稲の品種を好んで植えるかの理由のひとつである。しかしまた主要には、米の消費が増え米価が上がったからだ。だからジャワ人はその地税 (pacht) を支払い残りを売り払うために、速やかに収穫しようとするのだ。」[Rijstcultuur 1854, 24]とあり、むしろ短期種栽培は一時的現象であった可能性が強いように思われる。また、いずれにせよ、この史料はあくまでデマック県という1地域に関する報告であり、これ中で・東ジャワ北岸を代表させることはできないと思う。

第2に、強制栽培期のコーヒー園造成や、放棄されたコーヒー園を住民が国有地宣言を無視して開墾したことが、森林減少の一因として挙げられていること(第2章)について。について著者は Waeij (1858, 26, 32) を根拠に、農民は強制栽培期には山の斜面の森林を焼いて「藪コーヒー園」を造ってきたが、「農民は、あたかも焼畑地を転々と移してゆくように、コーヒー園を移していった」(77ページ)、「このような行為は植民地政府からなんの制限も受けなかったばかりでなく、強制さえされた」(84ページ)と述べている。同じような内容は、第4章でも「1858年に発表された『荒蕪地・森林から耕地への開墾』というタイトルの論文によれば、19世紀中葉のジャワでは焼畑がかなり一般的で、トウモロコシやカボチャなどが栽培されていた。そして、コーヒー園を新たに設けるときにも、農民はそれまでおこなっていた焼畑と同じ方法で開墾していった」[Waeij 1858, 26, 32]。ジャワ農民の焼畑技術は、コーヒー園の開墾にも大きな役割を果たしたのである」(141ページ)として繰り返される。しかし、そもそも Waeij の論文はヨーロッパ人入植者向けに書かれたアドバイスであり、26ページでは森林を伐採・火入れした新開墾地での最初の作物としてトウ

モロコシとカボチャの栽培を奨励している。また32ページでは「藪コーヒーを植えたい場所が決まると、人々はその木などを伐採して燃やし、あるいは等間隔に傾斜と直角に並べて、その間にコーヒーを植える」という、農法上の事柄が書かれているにすぎない。に関しては Bergsma (1896, 158) を根拠に、住民が「強制栽培制度期もそれが廃止されたあとも、放置されたコーヒー園を『国有地宣言』などまったく無視して開墾した」とするが、同史料の当該箇所にはそのような記事は見えない。

第3は、第4章で焼畑が19世紀前半までは卓越していたとするシェーマの論拠にかかわる問題である。まず142ページでは「スラバヤ州のプナンゲンガン(正しくはバスルアン理事州Bangil県 - 評者)でも、コーヒー栽培跡地が陸稲とトウモロコシ栽培を主体とした焼畑に利用されたが」[Regeeringsonderzoek 1917, 154] ... と述べられるが、同史料該当部分は「本県では、未開墾あるいは荒蕪地と見なし得る土地はごく僅かしか見いだせない。耕作可能な土地が既に水田もしくは畑地に含まれているのではなく、コーヒー栽培にも利用されていない場合には、それらは大半が時折トウモロコシや陸稲 (gogo's) の栽培に使用されている。このような土地は県南部と南東部のアルジュノ山とプナンゲンガン山の麓にあるが、そこでは各地に雑木林もお見られる。もっともそれらは、約4000フィートの高さ以上には広がっていない。それより高い土地は、荒蕪地と見なされる」とあるのみで、この記事を直ちに著者のように読むことはいささか乱暴ではないだろうか。さらに144ページでは「1867年に行われた『未耕地調査』のさいに、焼畑にかんする慣習法が各地で確認されたことから確認できる」[Regeeringsonderzoek 1917, 179]ことを、「強制栽培制度期のジャワ農民には焼畑の慣行や技術がかなり一般的に存在した」(143ページ)ことの根拠としている。「焼畑にかんする慣習法」という表現が何を意味するのかわからないが、少なくとも同史料の該当ページにはそのような内容の記述はない。この史料 (Adatrechtbundel XIV 1917, 149-183) には開墾にまつわる慣習は出てくるが、それを焼畑のことだと限定して読む

ことはできない。

次に148ページではAdatrechtbundel 所収の Gegevens (1911, 105) を根拠にプカロンガン、プレベス、バタン地方の山岳部では、20世紀初頭においてもかなり本格的な焼畑が行われており、特にプレベス南方のパンタルカウン地方では、1～2回の耕作の後その土地を10～12年間も放置する長期的周期の焼畑があったと述べられる。しかしこの元史料 M. W. L. Pekalongan (1907, 77, 79) によれば、プカロンガン理事州で「毎年は栽培しない畑地」(niet jaarlijks beplante tegalan's) があるのはプレベス県の5郡中のBandjarhardja, Boemiajoe, Bantarkawoengの3郡のみで、プカロンガン、バタン県には存在しない。また同史料では、プカロンガン県山間部とKedoengwoeni郡で畑地(tegalan's)の休閑が行われるが、それは一般により痩せた土地の場合であり、それを消耗させないためだと報告され[M. W. L. Pekalongan 1907, 7], 焼畑とは無関係のようだ。またバタンの場合には「休閑は畑地(tegalan's)の場合のみ生じるが、それは毎年栽培するためには肥沃さが足りないものである」とあり[M. W. L. Pekalongan 1907, 8], さらにまた同県では煙草とトウモロコシを組み合わせ栽培する結果、9～12カ月休閑する畑地があることも報告される。こうしてみると、これらの休閑される耕地は必ずしも全部が焼畑を示しているのではないと考えた方がよい。

第4は、第7章で展開される灌漑の問題についてである。本書では、記述資料や統計で灌漑水田とされる水田のかなりの部分が、実際には補助灌漑による水田であり、ジャワの水田は「基本的には天水田」であり、「人口増加や新規開墾などの理由で状況が変化したため、灌漑が補助的に施されるようになった」と推測し、その根拠としてLiefrinck (1897, 484-485) 所収の19世紀末グロボガン地方の灌漑に関する記事から「雨だけでは不十分なので、農民は山から流れ出る小川から水を補充しなければならなかった」という部分を引き、「これは、この地方の水田が見かけ上は人工灌漑による水田だったが、実態は天水田に補助灌漑が加わった形態であったことを示している。本来の灌漑と補助灌漑との区別は資料で

は確認しにくい、ジャワの灌漑を考える場合、この点はずねに注意する必要がある」と述べている。しかしこの史料の該当部分は、この県の水田5万6000バウのうち、公的なデータでは流水灌漑田が5000バウ、天水田が5万1000バウだが両者を明確に区別することは難しいとした上で、この地域の灌漑方式一般を概観して、大きな意味ある人工的施設が建設されておらず平地を流れるルサリ河の水が灌漑に全く利用されていないので、降雨が不十分な場合には丘陵地帯から平地へ流れる水によって補うことが試みられねばならないと指摘しているのであり、「この地方の水田が見かけ上は人工灌漑による水田」だが、実態は「天水田に補助灌漑が加わった形態」だというのは、意味が異なる。

以上、気がついた点の中からいくつかを述べたが、本書には史料の読み込みすぎともいえる傾向があり、そこに描かれる19世紀ジャワ稲作農業のイメージは必ずしも十分な実証的裏付けに支えられているわけではない。本書が提起した問題は極めて重要であるだけに、今後なお様々な点での地域差を踏まえつつ、さらに検討されねばならないと考えられる。

文献リスト

- Adatrechtbundel II, bezorged door de Commissie voor het Adatrecht. (Java en Madoera)* 1911. 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff.
- Adatrechtbundel XIV, bezorged door de Commissie voor het Adatrecht. (Java en Madoera)* 1917. 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff.
- Bergsma, W. B. 1896. *Eindresumé van het bij gouvernements besluit dd. 10 juni 1867 no. 2 bevolen Onderzoek Naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera*. Derde Gedeelte. Batavia: Landsdrukkerij.
- Gegevens 1911. "Gegevens uit Verslagen der

- Welvaartcommissie (1905 ~ 1908)" *Adatrechtbundel II*: 85-179.
- Liefrinck, F. A. 1897. "De Verbetering van het Irrigatiewezen op Java". *De Indische Gids* 19(1) 311-336, 473-498.
- M. W. L. Pekalongan 1907. *Onderzoek naar de Mindere Welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera. Samentrekking van de Afdeeling-sverslagen over de Uitkomsten der Onderzoekingen naar den Landbouw in de Residentie Pekalongan*. Batavia: G. Kolff & Co.
- Regeeringsonderzoek 1917. "Regeeringsonderzoek naar de Rechten op Ontgonnen Grond (1867)" *Adatrechtbundel XIV*: 149-183.
- Rijstcultuur 1854. "De Rijstcultuur op Java Vijftig Jaren Geleden." *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië* 2: 1-117.
- Waeij, H. W. 1858. "Ontginning van Woeste Boschgronden tot Bouwland (Wenken en Raadgeving voor Aanstaaende Kolonisten in Indië)" *Tijdschrift voor Nederlandsch-Indië* 1858 II: 26-36.

(広島大学大学院文学研究科教授)